

死亡した牛の届出が義務化されました

7月4日にBSE対策特別措置法と関係法令の改正が施行され、死亡牛の届出などが義務化されました。

1 死亡した牛の届出と検査

24ヶ月齢以上の死亡牛を検索した獣医師（獣医師がいない場合は死体の所有者）は、その地域を管轄している家畜保健衛生所に届け出ることが義務づけられました。

また、平成15年4月1日から、24ヶ月齢以上の死亡牛は、原則として、家畜伝染病予防法に基づくBSE検査を受けることとなります。

2 牛の個体情報の提供等

牛の所有者は、1頭ごとに個体を識別するための耳標をつけ、生年月日、移動履歴などの情報を提供することが義務づけられました。また、法的な義務ではありませんが、飼料を使用する段階においても飼料の購入状況や給与状況を記帳・保存するなどの対応が望まれます。

3 飼料の適切な製造と使用

飼料メーカーなどの関係帳簿の記載事項の追加や保存期間の延長（2年→8年）がなされ、これによって、飼料に問題が発生した場合に流通状況等が一層把握しやすくなりました。

農林水産大臣や都道府県知事は飼料メーカーなどが保有する有害な飼料について廃棄等を命令できるようになりました。

都道府県知事は、飼料の使用者に対して飼料の使用状況を検査することができるようになりました。

4 獣医師の診療簿等の保存

獣医師が牛、水牛、しか、めん羊、山羊に対して診療、検索を行った場合は、診療簿、検索簿について8年間保存することが義務づけられました。なお、その他の動物に対して診療、検索を行った場合の診療簿、検索簿の保存期間は従来どおり3年間となります。